

非農地証明願について

那須塩原市農業委員会

非農地証明とは、従前は農地であった土地のうち、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にある土地について、「農地法の適用を受けない土地である旨」を証明するものです。

◎証明の基準

- 農振法第3条第1号に規定する農用地区域外の土地であること。いわゆる農振青地以外。
 - 農地法第51条の規定による違反転用の処分対象でない土地であること。
- 以上に該当し、かつ以下のいずれかに該当する土地
- ① 人為的な転用行為が行われてから、20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められること。
- ※過去に当該土地が農地であることを前提にした処分が行われた場合は、それ以降の期間が20年以上。
- ② 自然災害等により農地が流失・埋没し、農地への復元が極めて困難な状態になったもの。

◎非農地証明願時に必要となる書類

名称	備考
非農地証明願	原本2部
申請地の登記事項証明書。(全部事項証明書に限る。) 3か月以内発行のもの	許可申請に係る土地が、一筆のうちの一部の場合は、分筆をして申請すること。
位置図	縮尺1/25,000程度。申請地を色線等で特定すること。
案内図	住宅地図等に申請地を色線等で特定すること。
公図写し 3か月以内発行のもの	申請地を色線などで特定し、申請地及び隣接地の現況地目、台帳地目、地積、所有者氏名を表示すること。公図写しの場合は謄写証明がなされていること。
現況土地利用図	縮尺1/500~1/2,000程度 区域界・建物・施設配置・形状等が明らかにされた図面
非農地となった時期を客観的に証明できる書類	例：建物の建築年次が表記されている公的書面（建物登記事項証明書・家屋評価証明書など）、空中写真（撮影日証明があるもの）、樹木年齢等

必要に応じ添付する書類

名称	備考
委任状	代理人へ申請手続を委任する委任状。
土地の登記事項証明書に登録されている所有名義人と、申請人の氏名及び住所が異なる場合	願出人の申請適格性を確認するために下記の書類を添付する。 ① 相続後未登記の場合：相続関係説明図・戸籍謄本・除籍謄本・相続放棄申述受理謄本等 ② 住所変更後で未登記の場合：住民票・戸籍附票等の写し ③ 氏の変更後で未登記の場合：戸籍謄本等

◎手続

- ・願出書の締切日は、毎月1日(休日の場合は以前の休日以外の日)です。
- ・願出書は、毎月25日(休日の場合は以後の休日以外の日)開催の農業委員会の会議(総会)で審査し、農業委員会会長が証明等します。
- ・願出書の受付は、願出書の記載や必要書類が整ってから受付します。